

消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度 の実施延期を求める意見書

コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いています。「物価高倒産」は前年度比 3.4 倍(帝国データバンク 4 月 10 日)や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。

消費税免税事業者にとっては、インボイス登録をしないと「契約の打ち切り」「一方的な単価引き下げ」という取引排除の動きも出てきています。登録をすれば、たちまち多大な実務と納税負担に直面します。登録は任意とはいえ、取引先との力関係によって、事業の存続や免税の放棄の選択を迫られています。

消費税法及びインボイス制度について多くの国民・事業者は、十分理解しておらず対応できる状況にはありません。中小企業団体や税理士等の専門家団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に懸念の声を上げています。まさしく情勢を鑑みれば本来の最優先事項は、地域住民の暮らしと地域経済の活性化です。コロナ危機を乗り越え、展望をもって進もうとしている今、税制で商売や起業意欲を阻害することはあってはなりません。

よって、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請します。

記

- 1 消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）実施の延期を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 16 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会

議長 原 源 次

(宛先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣